

平成29年度市民参加対象事項の取組予定に対する 安城市市民参加推進評価会議の評価結果について（案）

1 市民参加推進評価会議について

市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的に関わり、行動するため、平成23年に安城市民参加推進条例（以下「条例」といいます。）を施行しました。

市民参加推進評価会議（以下「評価会議」といいます。）は、条例の運用、市民参加の実施状況の評価、市民参加の推進評価などを行うため設置されたものです。委員は、2年間の任期で、10名のメンバーで構成されています。

	氏 名	職 名	区 分
会長	鳥居 保	安城市町内会長連絡協議会会長	公共的団体
副会長	中根 敬子	さんかく21・安城会長	市民団体
委員	荻野 留美子		
〃	柘植 千恵		
〃	野田 敏男		公募市民
〃	山下 真志		
〃	昇 秀樹	名城大学教授	学識経験者
〃	小森 義史	安城市市民協働サポートクラブ会長	市民団体
〃	加藤 早苗	NPO法人育て上げネット中部虹の会 理事長	市民団体
〃	大坪 久乃	安城商工会議所青年部	公共的団体

2 市民参加の対象

条例第6条で次の4項目を市民参加の対象としています。

- (1) 条例の制定または改廃
- (2) 計画の策定または変更
- (3) 制度の導入または改廃
- (4) 公共施設の設置に係る計画等の策定または変更

3 市民参加の手段

市が市民参加を求める場合は、意思決定前の適切な時期に、対象事項の内容を考慮して次に掲げる項目の1以上の方により行うこととしています。

- (1) 審議会等（市民が参加する合議制の会議）
- (2) パブリックコメント
- (3) 市民説明会

(4) ワークショップ

4 評価結果

平成29年度に市が取り組む予定の市民参加対象事項について、次の評価基準を基に評価会議としての評価をしました。結果は次のとおりです。

《評価基準》

- (1) 市民参加の手法の組み合わせは十分か
- (2) 市民参加の回数等は十分か
- (3) 工夫されているか

No.	対象事項	評価結果				担当課
		(1)	十分	おおむね十分	十分でない	
		(2)	十分	おおむね十分	十分でない	
		(3)	工夫している	まあまあ工夫	工夫されていない	
1	第2次安城市多文化共生プラン策定	(1)	6	4	0	市民協働課
		(2)	3	6	1	
		(3)	5	5	0	
2	第4次安城市男女共同参画プラン策定	(1)	7	3	0	市民協働課
		(2)	6	3	1	
		(3)	6	4	0	
3	第2次安城市市民協働推進計画策定	(1)	8	1	1	市民協働課
		(2)	6	3	1	
		(3)	6	3	1	
4	第4次安城市地域福祉計画の策定	(1)	7	3	0	社会福祉課
		(2)	4	3	3	
		(3)	5	5	0	
5	あんジョイプラン8の策定	(1)	6	4	0	高齢福祉課
		(2)	5	4	1	
		(3)	5	5	0	
6	データヘルス計画及び特定健診等実施計画の策定	(1)	5	5	0	国保年金課
		(2)	4	4	2	
		(3)	3	6	1	
7	第3次食育推進計画の策定	(1)	3	5	2	農務課
		(2)	3	6	1	
		(3)	2	6	2	
8	第3次安城市都市計画マスタープラン（立地適正化計画含む）策定	(1)	5	4	1	都市計画課
		(2)	3	4	3	
		(3)	2	6	2	
9	安城市地域公共交通網形成計画の策定	(1)	6	4	0	都市計画課
		(2)	4	4	2	
		(3)	2	7	1	

10	安城市水道ビジョン策定	(1)	5	3	2	水道工務課
		(2)	5	3	2	
		(3)	2	4	4	

5 対象事項への意見等

対象事項名	1 第2次安城市多文化共生プラン策定 【市民協働課】
事業の概要	多文化共生に関する施策、事業を計画的かつ総合的に展開するための計画
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・安城に在住する外国人が約6000人のうち1000人にアンケート調査するのは良い。 ・審議会及びアンケート調査による市民参加の手法の組み合わせは、計画策定の初年度としては妥当である。 ・審議会の公募市民3人は妥当である。 ・平成29年度にアンケート及びヒアリングを実施し、平成30年に、ワークショップを行うことは評価できる。 ・審議会等に積極的に外国人住民を入れてほしい。また、審議会の「委員構成内訳」欄に、外国人住民又は外国人住民の団体の代表者の有無を設け、実績報告時に記載すべきである。

対象事項名	2 第4次安城市男女共同参画プラン策定 【市民協働課】
事業の概要	男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・4回の審議会開催、公募市民4人及び会議の公開が予定されていることは評価できる。 ・パブリックコメントの設置場所にアンフォーレが加えられており、工夫されている。 ・審議会の「委員構成内訳」欄に、女性の登用を促進するためにも、委員の男女比を次回の実績報告時に記載してほしい。

対象事項名	3 第2次安城市市民協働推進計画策定 【市民協働課】
事業の概要	「安城市自治基本条例」、「安城市市民協働推進条例」及び「協働に関する指針」に基づき、地域の課題を解決するために、市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が、それぞれの特性を生かして、協力しながら、まちづくりを進めていくための計画
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・手法の組み合わせは、審議会・パブリックコメント及びワークショップを実施予定であり妥当である。 ・ワークショップのメンバー構成は幅広く募っておりよい。ワークショップでの活発な意見交換を期待している。

対象事項名	4 第4次安城市地域福祉計画の策定【社会福祉課】
事業の概要	「安城市総合計画」を地域福祉の視点から実現するための理念や方策を定め、住民や地区社協、市社協、市、その他社会福祉の向上を目的とした団体が主体的に参加し、地域福祉を推進していくための計画
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の初年度であり、審議会及びアンケートという手法の組み合わせは妥当である。 ・今後の福祉活動の一端を担ってもらうためにも若年層(中学生及び16歳17歳)へのアンケート実施は評価できる。 ・計画の年度毎の実績を市公式ウェブサイトに公開すべきである。

対象事項名	5 あんジョイプラン8の策定【高齢福祉課】
事業の概要	あんジョイプラン7の見直し及び高齢者の福祉全般にわたる施策に関する高齢者福祉計画及び介護保険事業運営の基本となる介護保険事業計画
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会の公募市民が委員全体の1/5以上となるように検討していただきたい。パブリックコメントの設置場所アンフォーレを加えていることなど工夫されている。 ・高齢者の介護保険事業は重要な時期にある。この背景の中で各界の方々が参加して審議会を5回開催し、策定することは妥当である。

対象事項名	6 データヘルス計画及び特定健診等実施計画の策定【国保年金課】
事業の概要	健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、意見を反映できる余地が「ある程度の余地がある」ことを考慮すれば、手法の組み合わせは妥当である。 ・審議会の公募市民が委員全体の1/5以上となるように検討していただきたい。 ・アンケート結果を有効利用していただきたい。

対象事項名	7 第3次食育推進計画策定【農務課】
事業の概要	市民一人ひとりが食育に関する活動に取組み、正しく食習慣を身につけ、安全な食を選び、食生活を楽しむことを推進するための計画
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会の会議録も市公式ウェブサイトに公開すべきである。 ・アンフォーレもパブリックコメントの設置箇所に追加すべきである。

対象事項名	8 第3次安城市都市計画マスタープラン（立地適正化計画含む）策定 【都市計画課】
事業の概要	将来見通しを踏まえ、先を見越して、中長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしていくための「都市計画に関する基本的な方針」
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会及びパブリックコメントという手法の組み合わせは妥当である。 ・審議会に公募市民がないのはマスタープランとして問題があると考えます。最低でも委員総数の1/5以上の公募市民を検討していただきたい。 ・計画の年度毎の実績を市公式ウェブサイトに公開すべきである。 ・安城市的未来の姿を決めるものなので、関係者ばかりではなく、もっと市民の参加を増やすべき。ワークショップなどで、意見を市民から出し合うことも大切である。

対象事項名	9 安城市地域公共交通網形成計画策定 【都市計画課】
事業の概要	持続可能で利便性の高い公共交通網の形成に向けた、公共交通におけるマスタープランとなる計画
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会を傍聴できるようにしていただきたい。 ・計画及び計画の年度毎の実績を市公式ウェブサイトに公開すべきである。 ・関係部門多数の参加により、4回の審議会と計画により、パブリックコメントの意見と結果を期待したい。 ・最低でも委員総数の1/5以上の公募市民を検討していただきたい。 ・アンフォーレもパブリックコメントの設置箇所に追加すべきである。

対象事項名	10 安城市水道ビジョン策定 【水道工務課】
事業の概要	安城市水道事業の将来を見据え、水道事業の理想像を明示し、具現化するために今後取り組むべき方策を提示する
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・本ビジョンは、意見を反映できる余地が「あまり余地がない」ということを考慮すれば、パブリックコメント及びアンケートという手法の組み合わせは妥当である。 ・アンフォーレもパブリックコメントの設置箇所に追加すべきである。 ・現行の水道ビジョン及び年度毎の実績を市公式ウェブサイトに公開すべきである。

6 市民参加の推進全般に関するご意見等

- ・審議会等の会議を公開となっているものは、市公式ウェブサイトに以下のものを公開して頂きたい。
①審議会を傍聴できる ②委員名簿を公開 ③審議会議事録を公開 ④プランを公開 ⑤プランの年度毎の実績を公開
- ・審議会の「委員構成内訳」欄に、女性委員の登用を促すため、委員の男女比を次回の実績報告時から記載して頂きたい。見える化にすることで担当者の再認識の機会となります。
- ・大半の審議会等において、公募市民の委員が任命されている一方で、公募市民が不在と思われる審議会等が見うけられ、法律で定めのある場合を除き、原則として全ての審議会等で委員総数の1/5以上 の公募市民を任命して頂きたい。
- ・公募市民が何人かを明記すること。
- ・住みよいまちづくりのために、中高生への市民参加を検討してもよいのではないか。10代の若者たちに、積極的に関わり合うことの大切さを知ってもらうと、将来の市民参加の担い手にもなると思う。